

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

10月1日から 始まります

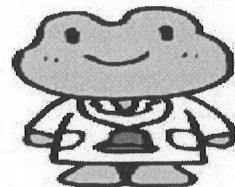
※コロナワクチンの手紙は、別で郵送します。いましばらくお待ちください

インフルエンザは12月～3月頃に流行し、予防接種による免疫効果が現れるまでに2週間程度かかることから、インフルエンザが流行する前（11月頃まで）の接種をお勧めします。なお、予防接種を受ける際には、**別紙の医療機関へ電話予約**を行い、下記の「持参する物」を用意して医療機関へ行って下さい。

実施期間	令和6年10月1日～令和7年2月28日まで ※都合により開始が遅れる病院もあります
対象者	① 令和6年度中に65歳以上になる方 (生年月日が昭和35年4月1日までの方) ② 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 (おおむね身体障害者手帳等級1級程度の方)
自己負担額	1,000円 ※生活保護受給者等は、生活保護受給証明書の写し又は保護決定（変更）通知書の写しを医療機関に提出した場合は、全額無料になります。医療券の添付も可能ですが、予防接種を理由に医療券を取り寄せないでください。
接種場所	別紙の市内指定医療機関 （要予約） 又は、本島内のインフルエンザ予防接種を行っている医師会会員医療機関 （要予約） ※県外や離島で接種する方は、事前に浦添市保健相談センターで手続きが必要です。
持参する物	・同封のインフルエンザ予防接種予診票（水色の用紙） ・自己負担金1,000円 ・身分証(現住所のわかるもの) ※対象者②に該当する方は、障害者手帳も持参してください

接種回数

実施期間中に1回



インフルエンザと風邪の違い

風邪は様々なウイルスによって起こりますが、多くは、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳などの症状が中心で、発熱もインフルエンザほど高くなく、全身症状はあまり見られません。一方、インフルエンザは38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が突然現れます。併せて風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。ご高齢の方や免疫力が低下している方では肺炎を併発する等、重症になることがあります。

予防接種の有効性・効果

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザにかかるのを防いだり、かかった場合の重症化防止に有効であることが確認されています。また、インフルエンザは流行する型が毎年変わるので、ワクチンも毎年、流行する型を予測した上で製造しており、そのため、予防接種も毎年受けることが効果的です。

インフルエンザの流行は例年12月～4月頃ですが、予防接種の効果が期待できるのは、接種した2週間後からと考えられていますので、流行する前の11月頃までに接種することが推奨されています。

他の予防接種との接種間隔

インフルエンザワクチンを接種する際に、ほかの予防接種(新型コロナワクチンなど)も希望する場合、接種間に制限はありません(同時接種も可能です)が、インフルエンザ予防接種は、本人の希望により受けていただく予防接種です。接種を行う前にかかりつけ医師と相談し、予防効果や副反応等について十分理解した上で接種を行ってください。

それぞれの医療機関の方針等により、10月より後に開始する病院や、2月より前に終了する病院がありますので、ご理解・ご協力よろしくおねがいします。



予防接種を受けることが適当でない方



①接種当日、明らかな発熱をしている者

接種当日に、医療機関(施設)で検温を行い、37.5°C以上ある者

②重篤な急性疾患にかかっている者

重篤な急性疾患にかかっている場合、病気の進行状況が不明であるため、予防接種を行えません。

③インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある者

④インフルエンザ予防接種を接種後、2日以内に発熱があった者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった者

⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

①～④以外の不適当な状態については、接種医が判断します

予防接種要注意者



次のいずれかに当てはまる場合は、接種に際して注意が必要なため、接種医が、接種できるかどうかの判断を慎重に行います

①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者

②インフルエンザ以外の予防接種を接種後、2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

③過去にけいれんの既往のある者

④過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

⑤間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患有する者

⑥本剤の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある者

接種後の副反応

ワクチンを接種したとき、免疫がつく以外の反応がみられることがあります。これを副反応といいます。比較的多くみられる副反応には、接種した部位の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）などがあげられます。接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、通常2～3日でなくなります。

全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などがみられます。接種を受けられた方の5～10%に起こり、こちらも通常2～3日でなくなります。

重大な副反応

まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、呼吸困難等）が見られることがあり、そのほとんどは接種後、比較的すぐに起きることが多いため、接種後30分間は接種した医療機関内で安静にしてください。また、帰宅後に異常が認められた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

そのほか、ギランバレー症候群、けいれん、肝機能障害、黄疸、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、喘息発作等が現れるとの報告が、まれにあります。その場合も速やかに医療機関を受診してください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づき、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料等が健康被害の程度等に応じて支給されます。ただし、これらの補償は健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に予防接種法に基づく補償を受けることができます。